

令和4年度 国民健康保険税について

令和4年度保険税の税率について

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
所得割率(所得-43万円)	6.8%	2.8%	2.6%
均等割額(1人あたり)	21,000円	8,100円	9,100円
平等割額(1世帯あたり)	23,000円	8,800円	6,700円
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

- ・所得割額は所得から43万円を控除した数値に、上記所得割率を乗じた金額です。
- ・国民健康保険税 = 医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 となっています。
- ・令和4年度より小学校入学前の未就学児は上記均等割額の2分の1が減額されます。

納付方法と納期について

令和4年度国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に下記のとおり送付します。

納付方法	普通徴収の方 (口座振替、納付書またはスマホ収納)	特別徴収の方 (年金からの天引き)
納税通知書発送時期	6月中旬頃	7月中旬頃
納期	10期(6月～翌年3月まで) ※口座振替の方は、6月から毎月末のお支払(自動振替)です。	6期(4月～翌年2月までの偶数月) ※令和3年度途中で特別徴収が中止になった場合は、令和4年度当初は普通徴収となります。

お支払方法(普通徴収・特別徴収)により、納期や納税通知書の発送時期が異なります。
納付方法が変更になる場合もありますので、詳細については納税通知書でご確認ください。

減免・軽減制度について

災害、病気、失業、廃業、収監などにより生活が著しく苦しくなり、国民健康保険税の納付がどうしても困難になったときは、一定の基準により減免または、軽減する制度があります。ただし、原則として定年退職や自己都合による退職などは減免の対象にはなりません。詳しくは、お問合せください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少し生活が著しく苦しくなった場合は、保険税が減免される場合があります。詳細はお問合せください。

申告をお願いします

収入の低い世帯に対して、国民健康保険税を軽減する制度があります。
国民健康保険加入者全員の所得が把握できないと、軽減制度が適用されませんので、所得のない人も申告をお願いします。

国民健康保険税を納付書でお支払中の方へ

国民健康保険税のお支払は、原則口座振替となっています。納税通知書に、口座振替依頼書(はがき)を添付していますので「口座振替」への切替えをお願いします。



●お問合せ 医療保険課 総務係(☎内線1039・1040) 各支所市民窓口課

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査受診券を送付しています



4月中旬に40歳～74歳の飯塚市国民健康保険加入者に「特定健康診査受診券」を郵送しています。
新型コロナウイルス感染症の影響で実施期間等が変更になることがあります。
詳細は市のホームページまたは下記までお問合せください。

●特定健診に関するお問合せ 健幸保健課 特定健診係(☎0948-24-4002)